

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月7日

宮城県知事 村井嘉浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代多賀城店

多賀城市明月一丁目165-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延

仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

3 市町村の意見の概要

(1) 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書の「Ⅲ. 指針に基づく配慮事項」の「1. 大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項」の「(2) その他の施設の配置及び運営方法に関する事項」中における「③防災対策への協力」及び「④防犯対策への協力」の内容に配慮を行うこと。

(2) 駐車場南側住民から、夜間の車の騒音について市に苦情が寄せられているほか、店内のBGMの騒音で万代多賀城店に直接苦情を申し立てるなど、被害を受けている住民がいることから、生活環境に対してさらなる配慮を行うこと。

4 地域住民等の意見の概要

24時間営業への変更にあたり、住宅地側の出入口を夜間閉鎖しているが、住宅地近くに駐車すればマフラー音や話し声などはっきり聞こえるので、駐車場の利用規制や警備員の配置による注意を行うべきである。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び多賀城市役所

6 縦覧期間

平成22年4月7日から平成22年5月7日まで（ただし、閉庁日を除く。）